

社会保険労務士法人 D・プロデュースが毎月お送りしています

ブログも更新中！是非ご覧ください！ <http://d-produce.net/>

Facebook <https://www.facebook.com/d.produce>

平成 27 年 10 月号

Dプロニュース



ご連絡先： 〒231-0012

神奈川県横浜市中区相生町 1-15 第二東商ビル 6F

TEL:045-226-5482 FAX:045-226-5483

E-Mail:info@d-produce.com

HP:<http://www.d-produce.com>

従業員 50 人未満の企業向け！ 「ストレスチェック制度」関連の助成金

◆12 月から義務化

企業のメンタルヘルス対策の一環として、改正労働安全衛生法に基づく「ストレスチェック制度」がいよいよ 12 月より義務化されます。

従業員数 50 人未満の事業場は当分の間「努力義務」となっていますが、社員のメンタルヘルス不調を未然に防止するという観点から、ぜひ実施したいと考えている企業も多いかと思えます。

その際に、ぜひ活用していただきたいのが本助成金です。

◆どんな助成金？

従業員 50 人未満の事業場が、医師・保健師などによるストレスチェックを実施し、また、ストレスチェック後の産業医による面接指導等の産業医活動の提供を受けた場合に、費用の助成を受けられるというものです。

◆受給要件

以下の5つの要件すべてを満たす必要があります。

- (1) 常時使用する従業員数が 50 人未満であり、同一の都道府県内にある複数の小規模事業場を含む事業場で集団を構成していること。
- (2) 集団を構成する小規模事業場の事業者が産業医を合同で選任し、ストレスチェックに係

る産業医活動の全部または一部を行わせること。

- (3) ストレスチェックの実施者および実施時期が決まっていること。
- (4) 集団を構成するすべての小規模事業場において、ストレスチェックおよび面接指導を行う予定であること。
- (5) 集団を構成する小規模事業場の代表者と産業医が同一者でないこと。

◆助成額は

年 1 回のストレスチェックを実施した場合は、実施人数分の実費費用を助成(1 従業員につき上限 500 円)、ストレスチェックに係る産業医活動(面接指導の実施など)については 1 事業場あたり産業医 1 回の活動につき実費費用を助成(上限額 21,500 円・上限3回)です。

◆申請手続

支給申請をする前に、まずは、小規模事業場の集団を形成し、上記支給要件を満たしているかの確認を受けるため、独立行政法人労働者健康福祉機構への届出が必要になります。

ストレスチェック、ストレスチェックに係る面接指導などの実施後、助成金の支給申請を行い、支給決定がされた場合には、申請時の年度末までに支払われます。

「改正個人情報保護法」 「改正マイナンバー法」成立で変わること

◆関連する両法を併せて改正

個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)とマイナンバー法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)の改正法が可決、成立しました。

個人情報保護法の改正は 2003 年に法律ができてから初めて。2013 年に成立したマイナンバー法は、今年 10 月からの個人番号の配付や来年 1 月からの本格運用を前にした改正です。

◆個人情報取扱事業者の 範囲拡大と監視の強化

改正個人情報保護法では、マイナンバー法に合わせて、これまでは対象外とされていた取り扱う個人情報が 5,000 件以下の小規模事業者も「個人情報取扱事業者」として規制の対象とし、監視機関として、マイナンバー法で定められていた「特定個人情報保護委員会」を改組して「個人情報保護委員会」とし、個人情報の保護に関する強力な権限をもつ第三者機関とすることになりました。

◆「匿名加工情報」の利用拡大

一方、これまでは本人の同意が必要とされていた、情報が誰のものかわからないようにした「匿名加工情報」の利用については、本人の同意がなくても他人に提供できるようになります。

いわゆる「ビッグデータ」として、買い物の履歴や様々なサービスの利用情報などが、新商品の開発に役立てたいと考える企業の間で売買され、活用されることが考えられます。

◆預金口座やメタボ検診の記録も連結へ

マイナンバー法の改正では、2018 年以降、本人の同意を条件に、銀行口座の預金情報もマイナンバーとの結び付けが可能になり、税務調査で預金残高の状況がつかみやすくなります。

本人の同意を条件にしたのは、財布の中身を知られたくない預金者に配慮したためですが、政府は 2021 年をメドに義務化する方向で検討して

います。

また、「メタボ健診」の記録を 2016 年から、予防接種の記録については 2017 年から個人番号と結びつけて使えるようにし、引っ越し時、乳児の予防接種の履歴が転居先の自治体にスムーズに引き継がれるようになります。

◆基礎年金番号との連結は先延ばし

ただ、日本年金機構による個人情報流出問題を受け、同機構はマイナンバーをしばらく扱えないことも決まりました。

マイナンバーと基礎年金番号の連結は、2016 年 1 月の予定から最大 1 年 5 カ月間延期されません。

企業等における障害者雇用と虐待の実態

◆障害者雇用に関する法改正

平成 25 年 4 月より民間企業における障害者の法定雇用率が 2%に引き上げられました。また、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員 56 人以上から 50 人以上に変わっています。

また、今年 4 月から、常時雇用している労働者数が 100 人を超え 200 人以下のすべての企業が、障害者雇用納付金制度(雇用障害者数が法定雇用率を下回っている場合、納付金を納める制度)の対象となりました。

そして来年 4 月からは、すべての事業主に対して、障害者の採用や募集時等の「差別的取扱いの禁止」と通院・体調等に考慮する「合理的配慮の提供」が法的義務として定められ、施行されることになっています。

◆職場での障害者雇用と虐待の状況

今年 8 月に厚生労働省から「平成 26 年度 使用者による障害者虐待の状況等」の結果が公表されました。

これは、障害者を雇用する事業主や職場の上司などのいわゆる「使用者」による障害者への虐待の状況や、虐待を行った事業主に対して講じた装置など、都道府県労働局が把握した実態

を、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日の間で取りまとめたものです。

その結果のポイントは以下の通りです。

- ・虐待が認められた事業所が増加(299 事業所で、前年比 18.2%増)
- ・虐待が認められた障害者も増加(延べ 492 人)
【障害種別】身体障害 67 人(前年比 17.5%増)、知的障害 362 人(同 24.0%増)、精神障害 52 人(同 7.1%減)、発達障害 11 人(同 175.0%増)
- 【虐待種別】身体的虐待 23 人(前年比 14.8%減)、性的虐待 8 人(同 14.3%増)、心理的虐待 39 人(同 17.0%減)、放置等による虐待 12 人(同 140.0%増)、経済的虐待 419 人(同 21.4%増)
- ・製造業での虐待が 116 件と最も多く、続いて、医療、福祉業が 45 件

◆多くの課題が残る

総合すると、製造業での虐待が最も多く、また、知的障害者への経済的虐待が最多という結果となっています。

様々な法改正が進む中、障害者雇用の実態は万全とは言えず、多くの課題が残されていることが垣間見えます。

10 月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

13 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>[労働基準監督署]

11 月 2 日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第 3 期分>[郵便局または銀行]

- 労働者死傷病報告の提出<休業 4 日未満、7 月~9 月分>[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険料の納付<延納第 2 期分>[郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]

編集後記

皆様、おはようございます。社会保険労務士法人 D・プロデュースの田中です。

つい先日、高校 3 年生の娘が、秋の文化祭で部活をようやく引退しました。

周りの保護者は感動の涙をしているなか、私はこれで、お弁当作りからやっと解放されると思い、ホッとしてしまいました。

中学校からずっと運動系の部活をしていたので、放課後の部活を元気にやってもらうには、たとえおにぎりだけの簡単なものになってしまっても、お弁当は欠かせませんでした。土日もほとんど部活があったので、ほぼ毎日お弁当に追われていました。

とても真面目な娘は、お弁当を買うためであっても、通学途中にコンビニなどに寄り道するのを嫌がりました。私にとって、お弁当作りは相当なプレッシャーになっていました。

このプレッシャーから解放されかけているからか、土日の解放感からか、この秋は紅葉の京都にいく!と密かに決意しております。毎年、この時期の某鉄道会社の CM で、真っ赤な落葉に埋め尽くされた景色が写ると、なぜかとても感動してしまうのです。